甲州市地域活性化起業人（企業派遣型）募集要項

甲州市は、都心から１００ｋｍ９０分と都会に近く位置しながらも豊かな自然・歴史・文化に恵まれており、特にブドウ・モモを主力とする果樹栽培が盛んです。また、４０を超える個性的なワイナリーが日本固有種の甲州やマスカットベーリーＡを原料に醸造する日本ワインも多くの方に愛され、フルーツと並んでふるさと納税の主力返礼品となっています。

市ではこれまで、ふるさと納税制度を財源としてだけでなく市の魅力を発信するプラットフォームと位置付け推進してまいりました。その結果近年ではふるさと納税寄附額も順調に伸びておりますが、フルーツの産地間競争の激化や天候等に左右される生産量・出荷時期、フルーツ・ワインに続く人気特産品の発掘・開発の必要性等多くの悩みに直面している現状です。

そこで市は今後、フルーツの加工品や埋もれている地域産品の掘り起こし、ゼロから創り上げる特産品など、新たな特産品開発を進め、ふるさと納税以外の販売網の構築など、新たな特産品を核とした地域経済・産業や雇用の活性化に力を入れていきたいと考えています。

そして、このミッションを牽引する人材には、民間の柔軟な対応と知識の多様性が必要との思いから、地域特産品開発や販売戦略を主業務とする地域活性化起業人を募集することとしたところであります。商品開発や販売のスキルを有する方、或いはそれらの方とのネットワーク構築を得意とされている方など、ぜひ甲州市の活性化に、地域活性化起業人としてお手伝いいただけないでしょうか。

１ 募集する地域活性化起業人の事業内容

甲州市政策秘書課地域未来戦略室に配属のもと下記の業務に従事していただきます。

（1） 地域特産品の掘り起こし、新規開発や販売拡大に関する業務

（2） その他地域経済の活性化や地域創生に関係する事業

　※業務に必要な範囲でふるさと納税事務についてレクチャーしますが、単なる寄附募集事務には従事いたしません。

２ 募集人数

１人

３ 募集期限

随時募集（決定するまで）

４ 応募条件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

（1）三大都市圏に所在する企業等に勤務し（支店含む／入社３ヵ月以上）、地域産品の掘り起こしや開発等による特産品化を通して地域経済の活性化に繋げるノウハウと意欲を持つ者

（2）普通自動車運転免許を有している方

（3）パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方

（4）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

５ 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣です。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与などは、派遣元企業の規定によります。

６ 派遣期間

派遣開始日から６か月以上３年以内 （受入の開始月日は、協議の上決定します。ただし、令和8年度以降は、予算成立を条件とします。）

７ 主たる勤務地

派遣期間中は、甲州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年甲州市条例第３０号）に基づき勤務すべき日数の半数を超える日数を甲州市内で勤務していただきます。

８ 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、市職員の勤務条件に準じることを原則とし、詳細については派遣元企業等と協議により定めます。なお、配属予定部署の職員の勤務条件は以下のとおりです。ただし、イベント等により休日出勤となる場合は代休対応となります。

・勤務時間　　８時30分から17時15分

・休憩時間 　12 時から 13 時（１時間）

・休　　　日 　土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年１月３日

９ 費用負担

市は派遣元企業に対し、派遣に要する費用として次の金額を上限に負担金を支払います。ただし、派遣期間に応じて、月割りにより計算した額（千円未満切捨て）とします。

・令和７年度5６0万円（12か月分として）

・令和８年度以降は国の「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和３年３月３０日制定 総行応第７８号）で定める額で市の予算成立が条件となります。

10 協定

派遣職員の業務及び処遇等については「地域活性化企業人の派遣・受入れに関する協定書（案）」を基に、詳細は派遣元企業と協議により決定します。

11 応募手続

以下の書類を「15 申込み・問い合わせ先」記載の部署へ郵送または電子メールで提出し、

提出後は必ず電話で到着の確認をしてください。

（1）（別紙１）甲州市企業派遣型地域活性化企業人申出書

（2）「１ 募集する地域活性化起業人の事業内容」に対して、申出者が支援できる内容を記載した書類。（任意の様式。Ａ４版６ページ以内）

（3）過去、「１ 募集する地域活性化起業人の事業内容」に類似する案件又はその他業務改善の支援実績があるときは、その一覧を記載した書類。（任意の様式。受注年度、発注者名、件名を記載すること。）

12 誓約事項

本件の申し込みに際しては、本要項11 の（1）に規定する申出書の提出をもって、次の事項に同意があったものとみなします。なお、必要に応じて、派遣元企業の経営状況等を調査させていただきます。

（1）　（別紙２）暴力団排除に関する誓約事項に抵触しないこと。

（2）　国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

13 選考方法

提出された申出書類一式の記載内容を確認するとともに、派遣元企業のご担当者様同席のもとで派遣予定社員様と面談を行い総合的に判断いたします。

14 その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣

制度） 推進要綱」の定めるところによります。

15 申込み・問い合わせ先

甲州市政策秘書課　地域未来戦略室

〒404-8501　山梨県甲州市塩山上於曽1085-1

電話　0553-32-5037

e-mail　seisaku@city.koshu.lg.jp